

わが国のディスクロージュ制度における 「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

——昭和53年3月期の連結決算情報を検討する——

長嶋義貴

I 開題

わが国においても、いよいよ連結財務諸表制度が導入され、昭和52年4月1日以降に開始される事業年度から証券取引法の適用をうける会社が公表する個別財務諸表 (separate financial statements) の添付書類として、連結財務諸表 (consolidated financial statements) の提出が義務づけられるにいたり、現実に昭和53年3月期決算において制度化以来、証券取引法にもとづいて初の連結決算による情報開示がなされたのである。

そもそも、連結財務諸表はディスクロージュ制度における外部報告資料として取り上げられたものであり、連結財務諸表の作成によって従来の個別財務諸表の作成が省略されるものではない。(すくなくも日本においては、個別財務諸表が主であり、連結財務諸表はその添付書類とされている)

したがって、連結財務諸表の作成によって利害関係人が従来知ることのできなかつた企業集団の実態に関する情報が、より適確に把握することができなければ、その制度化の目的が果されたとはいえない。

連結決算の情報は、たんに企業集団の総合的な収益性、流動性あるいは生産性などを判定するためだけに止まらず、さらに、その総合力の評価を踏まえて親会社 (parent company) および個々の連結子会社 (consolidated subsidiary company)

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題に対する利害関係人の何らかの具体的なビヘイビア（behavior）ないしは、そのための意志決定に作用するものでなければならない。

連結財務諸表は、かかる有用性を十分に發揮すべき期待のなかに証券取引法上のディスクロージュの視点にたって制度化されたものである。それと同時に、開示会社に対しても連結財務諸表が完全（complete）に機能化するために連結財務諸表制度に対する前向きな姿勢が、制度化の当初から要請されてきたのである。

そうしたなかで実施された今回の連結決算は、連結財務諸表の作成の遅延、“連結隠し”の横行、消極的な持分法の採用など、折角発足した連結財務諸表制度を形骸化させるがごとき懸念を抱かせる結果に終わった。

本稿は、わが国の連結財務諸表に係る諸法規を検討するなかで、今3月期の連結決算資料を吟味し、改善すべき諸点を指摘しながら今後の発展への方向を探るものである。

なお、本論において引用させていただいた今3月期決算に関する計数的資料はすべて昭和53年9月1日現在における東京証券取引所上場管理部の集計によるものである。

II 連結財務諸表制度の史的背景

連結財務諸表の誕生は、遠く1892年アメリカにそれを求めることができる。

当時、National Lead Company がはじめて連結財務諸表を作成したと伝えられている。

その後、1930年代に入ると連結財務諸表制度は完全に法制化され、1933年に証券法（Securities Act）、1934年に証券取引法（Securities Exchange Act of 1934）と、次々に制定された。そして、これらの法律にもとづいて証券取引委員会（Securities and Exchange Commission）が設置されて、ここに制度としての基盤が確立されたのである。

わが国では1960年代、当時、ソニー、東芝、三井物産など一部の大会社がADR、EDR、外貨建転社債を発行して外国資本市場から資金調達を行った。

わが国のディスクロージュア制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

それに伴って、これらの会社はそれぞれの国における会計基準にしたがって財務諸表を作成する必要性が生じた。

ADR の発行に当っては、アメリカの SEC のルールに従って作成した連結財務諸表をアメリカの証券取引委員会あてに提出することが要求された。

また、これらの会社は国内に向けても連結財務諸表を自発的に開示し、徐々にその有用性が認識されてきた。

折しも1964年（昭和39年）は、国内において山陽特殊鋼、サンウェーブ工業などの粉飾決算にからむ大型倒産が続発した時期であり、当時の大蔵大臣は1965年（昭和40年）3月18日、企業会計審議会に対して「監査態勢の充実、強化を図る方策」について諮問を行い、その中で連結財務諸表制度の検討を促している。

それから2年後の1967年（昭和42年）5月19日、企業会計審議会より「連結財務諸表に関する意見書」が公表されたのである。

意見書は、その財務諸表の連結についての 二「連結財務諸表制度に関する環境の整備」において、連結財務諸表の必然性、必要性は、これを認めながら連結財務諸表を制度化するには連結に関する会計慣行の育成が必要であることを説き、連結財務諸表の諸基準を明示している。

そして1971年（昭和46年）の証券取引法の改正により、連結財務諸表作成の前段階として有価証券報告書に連結の対象となるべき「重要な子会社」の財務諸表への添付が義務づけられると共に、子会社財務諸表に代えて連結財務諸表を添付することも認められた。

ついで1975年（昭和50年）6月24日付、今般の連結財務諸表制度の基盤ともいるべき「連結財務諸表の制度化に関する意見書」が企業会計審議会より大蔵大臣宛に答申された。

その第一項には「証券取引法に基づく企業内容示制度は、投資者のための投資情報を開示することにより、投資者保護に資することを目的とするものであるが、企業集団の場合には当該企業集団を構成する個々の会社の財務諸表だけでは投資情報として十分ではない。

わが国のディスクロージュ一制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

したがって、開示会社が企業集団の親会社である場合には、当該企業集団に属する会社の財務諸表を結合した連結財務諸表を提出する制度が確立される必要がある。」とうたわれている。

さらに意見書は、(1) 連結財務諸表を有価証券届出書および有価証券報告書の添付書類として、公認会計士または監査法人の監査証明を受けたうえで提出させること、(2) この連結財務諸表制度を昭和52年4月1日以降に開始される事業年度から実施することが適当であることもつけ加えている。

同時に、連結財務諸表の諸基準を明示した「連結財務諸表原則」が附された。

1976年（昭和51年）10月30日には証券取引法上の連結財務諸表制度化のための関係大蔵省令が公布された。

それは次の4つからなり、いずれも昭和52年4月1日から施行することとされた。

- ① 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する省令
(大蔵省令第27号)
- ② 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則 (大蔵省令第28号)
- ③ 財務諸表等の監査証明に関する省令の一部を改正する省令(大蔵省令第29号)
- ④ 有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令の一部を改正する省令 (大蔵省令第30号)

そして翌年の1977年（昭和52年）には、連結財務諸表規則の運用規定ともいるべき「連結財務諸表規則取扱要領」が制定され、法規上では万全の態勢のもとに、いよいよ1977年（昭和52年）4月1日より証券取引法上の連結財務諸表制度のスタートがきられたのである。

時、あたかも“証券100年”わが国に証券取引所が開設されて今年が丁度100年に当る（開設当初、株式取引所といわれた）。それは同時に証券市場の第2世紀への飛躍の年でもあり、この年に連結財務諸表による初の会計情報が開示されたことは、ディスクロージュ一制度の体制が確立されたことと合わせて非常に意義深い年ではある。

名実ともに新しい段階を迎えたわが国の会計制度であるが、折しも不二サッシ

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

工業と同販売の両社が史上空前の431億円にのぼる巨額の粉飾決算を行い、それが明るみにでたときだけに連結決算導入の意義はさらに大きいといえる。

不二サッシ工業の粉飾決算の手口は、かつての日本熟学の場合と同様に、その数が60にのぼる関連会社を利用した、いわゆる“花見酒商法”と称されるキャッチボール販売によって紙上利益（profit on paper）を計上する方法でなされた。こうした不法取引は連結財務諸表制度の導入によって防止されることになる。

わが国の連結財務諸表制度は、こうした不正経理の防止対策の一環として取りあげられたという歴史的背景はあるが、その本来の目的は企業集団の経営成績と財政状態を真実かつ明瞭に開示する機能を持つことにある。

けだし、連結情報の開示会社が関係諸法規に対して字句解釈に走ることなく、制度の趣旨に沿った姿勢で臨むならば、連結財務諸表制度のもつ本来の機能が十分に発揮され、その当然の結果として粉飾決算の防止にも役立つことと思われる。

III 情報開示の適時性

投資家にとって連結財務諸表が投資意志決定のための有用な資料となり得る条件は、連結財務諸表が適正に作成されたものであると同時に、タイムリーディスクロージュの要件を満たすものであることが必要である。

それにもかかわらず、東証一、二部上場の3月期決算会社790社（損保13社を除く）のうち、連結財務諸表の作成を予定していた337社中、提出期限の7月31日⁽¹⁾を過ぎてもシャープ、高岳製作所など8社が東証で未発表の状態であった。

他の会社もその大半が7月下旬に提出しており、決算後4ヶ月を経過してようやく開示されることになる。

連結財務諸表の作成会社337社中、単体財務諸表と同時に連結財務諸表を提出した会社は四国化成工業、アルプス電気、京都セラミック、リコー、日製産業など26社あったが、これまでに発表を終わった会社の決算締切日から提出までに要した平均日数は108.8日となっている。単体決算の平均発表日数、57.4日より、さらに51.4日も遅れたことになる。（表1）、（表2）

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

表 1 連結決算発表実施状況

期末から発表までに要した日数

対象会社数	期日	期未から発表までの日数										未発表社						
		～50日	～60日	～70日	～80日	～90日	～100日	～105日	～110日	～115日	～120日	～125日	～130日	～135日	～140日	～145日	～150日	
337 社	2	19	6	4	10	18	31	24	42	124	38	0	0	3	3	4	1	
累計社数	2	21	27	31	41	59	90	114	156	280	318	318	321	324	328	329	8	
同百分比	%	0.6	6.2	8.0	9.2	12.2	17.5	26.7	33.8	46.3	83.1	94.4	94.4	95.3	96.1	97.3	97.6	2.4

* ピーク時の社数（7月20日～7月31日）

7月20日/10社、21日/15社、24日/15社、25日/26社、26日/21社、27日/26社、28日/26社、31日/35社

* 平均発表日数 108.8日（集計日までの発表会社数329社について）

表 2 単体決算発表と連結決算発表との差は何日か

対象会社数	発表会社数	同時社	単体と連結の発表日の差離										未発表					
			16日～20日	～25日	～30日	～35日	～40日	～45日	～50日	～55日	～60日	～65日	～70日	～75日	～80日	～85日	～90日	
337 社	329	26	2	2	7	10	8	24	22	43	86	61	26	1	0	5	5	
		構成比	%	7.7	0.6	0.6	2.0	3.0	2.4	7.1	6.5	12.8	25.5	18.1	7.7	0.3	1.5	2.4

* 単体の平均発表日数 57.4日（53年3月期決算会社792社）

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題
「海外子会社が多く、集計に時間を要した」という理由で三井物産（7月31日の締切日に提出）を除く大手商社は8月以降の提出となった。

（表1、2）で見るかぎり、発表時期の大幅な遅れが目立ち、ディスクロージュアの充実をねらって実施された連結決算制度ではあるが、実際には適時性の点においてスタートからつまづいたといえる。

こうした決算発表の遅延により、決算案の作成から決算取締役会までの間に、かりに情報が特定の者のみに、事前に洩れるようなことがあると、インサイダー取引による不当利益を得る者が生ずる恐れがある。このことから決算発表は迅速に行われるべきであるとする主張が投資者保護の見地からなされている。

この主張は、「証券取引審議会第4回中間報告（昭和51年5月11日付）において「投資者が合理的な判断に基づいて証券投資を行うには、価値判断に必要な情報が、正確に、適時に、かつ公平に開示されることが前提である。そのためには迅速な決算発表などの情報の適時開示が要請される。」さらに「会社の内部者が取引上知り得た情報を不当に利用し、利益を図る行為、すなわちインサイダー取引は悪であるとする認識を一般に定着させる必要がある」と述べている。

法的には、連結財務諸表は有価証券報告書等の添付書類として作成することが義務づけられているにすぎないが、開示会社は連結決算制度がタイムリーディスクロージュアの高まりに大きく貢献することを認識し、可能なかぎり早い年度に個別財務諸表と同時に開示する本来の姿に到達することを切望するものである。

注

（1）「有価証券の募集又は売出しの届出等に関する省令」第30号。

「連結財務諸表の提出期限は、当分の間、連結決算日後4ヶ月を経過する日までとする。ただし、これにより難い場合で予め大蔵省の承認を得たときは、指定された日とする。」（昭和51年附則6）

したがって、昭和53年3月31日を連結決算日とする連結財務諸表の提出期限は原則として7月末日となる。

IV 「重要性の原則」適用上の問題点

連結財務諸表規則第五条第1項は「連結財務諸表提出会社は、このすべての子会社を連結の範囲に含めなければならない。」と規定し、連結財務諸表原則第三の一の1も同内容の規定を設けている。

連結の対象となる子会社について財務諸表等規則は、その第八条第3項において「子会社とは、ある会社が、他の会社における議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社……」を指称するものと定義している。

ここに連結範囲の判定基準として「議決権の過半数を実質的に所有……」とあるが、この「実質的に所有」とは議決権のある株式または出資の所有名義人が親会社ではなく、親会社の役員個人であっても、その株式の取得資金が貸付金、仮払金などの名目で役員個人に流れている場合には、当該株式は実質的に親会社が所有するものとして過半数の計算に算入されると解される。

しかし、連結財務諸表原則（注解3）⁽²⁾でいうように“会社が自己の計算で所有する”ことが条件とされるのであって、役員の親族が個人の資金で子会社の株式を所有している場合には、その株式数は過半数計算に算入されないものとされている。

すなわち、連結の対象とする子会社の範囲は、形式的子会社又は実質的子会社の議決権の過半数（50%超）を親会社又は他の子会社によって所有されている（間接所有）か否かという形式基準によって決せられるのである。

わが国の連結会計制度は、まさに形式基準である持株比率基準をもって連結範囲のラインを引いているため、形式基準を満たされない会社でも連結の範囲に含めることが合理的と考えられる会社をも連結に含めた例は数少ない。今回の連結決算では形式基準を満たしているにもかかわらず連結に含めることが不都合な子会社の持株比率を50%以下に下げて連結財務諸表を作成しないとか、あるいは連結から外すといった非常手段を用いた形跡がいくつかの会社に見られる。

今3月期決算会社東証1、2部上場790社（損保13社を除く）のうち、連結財務

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

諸表を作成した会社は337社で全体の42.7%に止まった。のこりの453社(57.3%)は、従来通り各会社が単体決算を行ったわけである。

連結財務諸表作成会社337社が実際に保有している子会社の数は、合計で8,809社にのぼり一社平均 26.1社となるが、実際に連結された子会社は 2,239社で 1社平均 6.6社となっている。したがって、子会社合計に対する連結された子会社の比は25.4%にすぎず、約4分の1しか連結されなかつことになる。(表3)

表 3 連結作成会社の連結率

	市場第一部	市場第二部	合 計
A 子会社数	8,446 社	363 社	8,809 社
B 連結子会社数	2,099 社	140 社	2,239 社
B/A	%	%	%
	24.9	38.6	25.4

上表の（注）

連結作成会社の 1 社当り平均子会社数	連結子会社数
(市場第一部) 31.2 社	7.7 社
(市場第二部) 5.5 社	2.1 社
(合 計) 26.1 社	6.6 社

また、連結財務諸表を作成した会社の保有子会社の分布をみると（表4）の通りである。

表 4 連結子会社数の状況

連結子会社数	市場第一部		市場第二部		合 計	
	社 数	比 率	社 数	比 率	社 数	比 率
1 社	57	21.0 %	28	42.4 %	85	25.2 %
2 ～ 10	162	59.7 %	38	57.6 %	200	59.3 %
11 ～ 20	30	11.1 %	—	—	30	8.9 %
21 ～ 30	8	3.0 %	—	—	8	2.4 %
31 ～ 40	8	3.0 %	—	—	8	2.4 %
40超	6	2.2 %	—	—	6	1.8 %
計	271	100.0 %	66	100.0 %	337	100.0 %

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

(表4)によると、10社以下が全体の84.5%を占めており、一見、保有子会社数が少なすぎる感がしないでもない。

また、40社を超える子会社を保有する会社は、全体のわずか1.8%にすぎない。ちなみに、連結財務諸表を作成している会社で子会社を最も多く保有しているのは日立製作所で、その数は何と467社であるが、実際に連結された子会社の数は、わずか40社である。また、連結された子会社の最も多い会社は、伊藤忠商事で、その数は88社である。

つぎに、連結財務諸表を作成しなかった会社についてみると、このうち、子会社を1社でも持っているという会社が333社、その子会社数の合計は1,448社となっている。

すなわち、連結財務諸表を作成しない会社でも、1社平均で4.3社の子会社を保有することになる。(表5)

表5 連結財務発表を作成しない会社の状況

区分 項目	市 場 第一 部	構成比	市 場 第二 部	構成比	合 計	構成比
決算会社数	555社	100%	235社	100%	790社	100%
連結財務諸表を作成しない会社数	284	51.2	169	71.9	453	57.3
上記のうち、 子会社を有する会社数(①)	218		115		333	
(①)の会社の有する子会社数(②)	1,148		300		1,448	
平均所有子会社数(②)/(①)	5.3		2.6		4.3	

(注) 決算会社数には、損保の13社を含む

こうしてみると、正当な理由により連結すべき子会社が存しない会社もあろうが、明らかに多くの子会社をもつ有力会社が連結財務諸表を作成していない事実もあるようと思われる。

その典型的な会社は、T自動車工業にみられる。その反面、日立グループの新

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

明和工業は、子会社、関連会社⁽³⁾のうち、まったく業態のちがう明和病院を除いた7社全部を連結している。

重要性の原則にしたがえば、明和工務店1社だけが連結の範囲に含められることとなるが、それでは企業グループ全体の実態が開示されないということから、あえて基準以下の子会社をも連結の範囲に含めたものと思われる。

連結会計制度の原点は、法的視点よりも経済的視点を優先させるということである。この原点を見失うならば、いかに綿密な法規をもってしても、連結財務諸表の趣旨は生かされることがないであろう。新明和工業は、まさに、その趣旨を生かした会社といえよう。

連結財務諸表を作成しない理由についてみると、連結の範囲に関する重要性の原則の適用によって作成しないとする会社が97.6%と、その大半を占め、残りの2.4%は在外子会社で、わが国の会計制度と相違があるため連結することにより、かえって一般投資者をミスリードすることになる等の理由をあげている。(表6)

表 6 連結を作成しない理由

	市場第一部	市場第二部	合計
	上場会社数(イ)	上場会社数(ロ)	上場会社数(ト)
重要性の原則適用による(イ)	216社(99.1)%	109社(94.8)%	325社(93.6)%
重要性の原則以外の理由による(ロ)	0	3(2.6)	3(0.9)
(イ)及び(ロ)の理由による	2(0.9)	3(2.6)	5(1.5)
計	218(100%)	115(100%)	333(100%)

さらに、重要性の原則の適用を受けて連結の範囲から除外された子会社の総数1,438社の、連結の範囲から除外された子会社の総数1,448社に対する比は99.3%を占めている。(表7)

こうした現状をみると、連結の範囲に関する重要性の原則が連結隠しのための詭弁であるとの批判にも、それなりの根拠があるようと思われる。

わが国のディスクロージュ一制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

表 7 連結除外した子会社数（理由別内訳）

区分 項目	市場第一部	市場第二部	合計
重要性の原則適用による(イ)	1,145社(99.7)%	293社(97.7)%	1,438社(99.3)%
重要性の原則以外の理由による(ロ)	3 (0.3)	7 (2.3)	10 (0.7)
計	1,148 (100)	300 (100)	1,448 (100)

わが国の連結会計制度は、あらかじめ連結の範囲から除外すべき子会社として、つぎの4項目を挙げている。（連結財務諸表規則第五条第1項）

- (イ) 更生会社、整理会社など法律的に支配権を及ぼすことのできない会社。
- (ロ) 破産会社、清算会社、特別清算会社など、その経営活動に継続性がなくなつた会社。
- (ハ) 所有する議決権が、50%を超えていても、それが一時的に所有しているものと認められる会社。
- (四) 連結の範囲に含めることにより、かえって利害関係人の判断を誤らせる恐れがあると認められる会社。

以上のはかに、連結財務諸表規則は、その第五条第2項において、本来は連結の範囲に含めるべき子会社ではあるが、その資産、売上高等からみて連結の範囲から除外しても、その企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは、連結の範囲から除くことができるとしている。（傍点筆者）

この規定が、連結の範囲に関する重要性の原則である。

重要性の原則を実際に適用する場合、そのすべての子会社を連結の範囲に含めることを基本姿勢とする連結財務諸表規則の規定からして、その重要性の判断は、できるだけ消極的かつ限定的に、また連結会計制度の趣旨に沿って適用すべきである。

これに関して、連結財務諸表規則取扱要領は、

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

- ① 連結財務諸表規則は、重要性の乏しい子会社を連結の範囲から積極的に除くことを意図したものでないこと。
 - ② 連結の対象から除こうとする子会社が2以上あるときは、これらの子会社全体で重要性が乏しいと判定されなければならないこと。
 - ③ 重要性の点で連結の対象から除くためには、翌期以降、相当期間にわたって重要性が乏しいかどうかを考慮しなければならないこと。
- の3点を留意事項として挙げている。

そして、重要性の原則が適用できる許容範囲として、非連結子会社の総資産および売上高の各合計額が、連結される親会社と子会社の総資産および売上高の各合計額の10%以下でなければならないとする数量基準を示している⁽⁴⁾。（昭和51年10月30日、証券局長通達）

重要性の原則適用の許容範囲

資産基準…	非連結子会社の総資産の合計額 連結財務諸表提出会社の総資産及び連結子会社の総資産の合計額
売上高基準…	非連結子会社の売上高の合計額 連結財務諸表提出会社の売上高及び連結子会社の売上高の合計額

さらに、その(注)に「当面の取扱いとして、資産基準と売上高基準のみによる重要性の原則適用の許容範囲を示しているが、本来、連結の範囲に関する重要性の基準としては、子会社を連結の範囲から除くことによって連結財務諸表上の連結利益に与える影響の程度を考慮することが重要であるので連結の範囲を定めるに当っては、できるだけ、これを加味することが望ましい。」とも定めている。

(傍点筆者)

以上のように、重要性の原則については、かなり詳細に、かつ具体的に規定しているが、規定そのものに（その運用側である会社の姿勢にも問題はあるが）問題点を指摘せざるを得ない。

企業集団の業績を端的に表示する連結利益への影響がもっとも大きいと思われる利益基準の採用について、それを本文から外して(注)書きにしたことである。

しかも、できるだけ、これを加味することが望ましい、としたのでは折角の

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

(注)書きの意味すら薄れてしまう。

実際には、利益基準を無視し、資産基準と売上高基準のみによって連結範囲となる子会社の決定がなされたのではないかとの危惧さえ抱かせる。

表 8 重要性の判断基準適用の状況

△	資産基準						売上高基準					
	市場第一部		市場第二部		計		市場第一部		市場第二部		計	
	社数	比率	社数	比率	社数	比率	社数	比率	社数	比率	社数	比率
1%未満	24	26.4	16	21.9	40	24.4	18	19.8	18	24.7	36	22.0
1%以上～2%未満	11	12.1	12	16.4	23	14.0	15	16.5	11	15.1	26	15.9
2"～3"	9	9.9	11	15.1	20	12.2	9	9.9	6	8.2	15	9.1
3"～4"	7	7.7	10	13.7	17	10.4	7	7.7	5	6.8	12	7.3
4"～5"	13	14.3	2	2.7	15	9.1	8	8.8	8	11.0	16	9.8
5"～6"	7	7.7	6	8.2	13	7.9	9	9.9	6	8.2	15	9.1
6"～7"	8	8.8	4	5.5	12	7.3	10	11.0	3	4.1	13	7.9
7"～8"	8	8.8	4	5.5	12	7.3	4	4.4	2	2.7	6	3.7
8"～9"	2	2.2	2	2.7	4	2.4	8	8.8	8	11.0	16	9.8
9"～10"	2	2.2	6	8.2	8	4.9	3	3.3	6	8.2	9	5.5
10%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	91	100.0	73	100.0	164	100.0	91	100.0	73	100.0	164	100.0

(注) 53/3期有価証券報告書「連結財務諸表に関する事項」に基準数値の記載のある164社を集計した。

また、極端な場合、資産基準及び売上高基準の10%のラインを大幅に上回らない程度の規模の子会社で、多額の損失計上の子会社を連結から外すことも可能であり、その意味で利益基準の(注)記は、今後、検討すべき問題点の一つとすべきではないだろうか。

つぎに、資産基準、売上高基準の適用に当って、総資産額については会社間の内部取引による債権と債務及び資産に含まれる未実現利益の消去後の金額、また売上高の合計額についても内部取引の消去後の金額による場合と、未実現利益等

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題の消去前の金額による場合とでは連結の範囲が違ってくることに注意しなければならない。

したがって、一応すべての子会社に対して持分法を適用して未実現利益を控除することが必要である。これらの処理が行われないとすると、その額だけ連結情報がゆがめられることとなる。

今3月期の連結決算において、その80%強の会社が未実現利益等の消去前の金額によっており、この点も今後改善を要するところであろう。（表9）

表9 重要性を判断する基礎になる金額の算定方法

区分 項目	市 第 一 部	構成比 %	市 第 二 部	構成比 %	合 計	構成比 %
未現実損益等の消去後に よった会社数	32 社	19.9	15 社	17.6	47 社	19.1
未実現損益等の消去前に よった会社数	129	80.1	70	82.4	199	80.9
計	161	100.0	85	100.0	246	100.0

(注) 記載のある246社を集計した

これまで、連結範囲を決定するための基準について検討してきたが、持株比率基準や重要性の原則だけでは親会社の子会社に対する支配力を適確に判定することは不可能であるように思われる。

財務諸表等規則や証券取引法のいずれの規定をみても、他の会社の議決権の過半数を所有したときに、初めてその会社を子会社と呼ぶこととしている。しかしながら、実際には、その過半数を握らなければ支配できないわけではない。

ワンマン経営と言われた不二サッシ工業の場合、当時の社長の持株比率は昭和52年3月現在で、発行済株式総数の13.7%にすぎない。ほかに金融機関と幹事証券会社などで48.3%を占めているから、間接所有の持分を含めても当時の社長の持株数は過半数を超えていたとは考えられない。（有価証券報告書の資料より）

極端な場合、持株ゼロであっても支配は可能である。過去には、持株数が過半数に満たない関連会社を利用して架空利益を計上した例がもっとも多く見られる。

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

このような事例に対しては、現行の連結財務諸表規則の定める連結範囲に関する規定だけでは有効な防止策とはならない。

これに関して、「連結財務諸表の目的は、統一的支配により運営されている企業集団を単一組織体とみなし、その経営成果、財政状態を明瞭にすることにありとすれば、各社が統一的支配に服しているか否かによって連結範囲を決すべきである。」⁽⁵⁾とする有力な見解がある。かかる観点に立って、早急に子会社に対する連結範囲の判定基準に支配力基準の導入を提唱するものである。

注

(2) 連結財務諸表原則（注解3）

議決権のある株式又は出資の実質的所有について。（第三の一の2）

議決権のある株式又は出資の所有の名義が役員等会社以外の者となっていても、会社が自己の計算で所有している場合には、当該会社が実質的に所有しているものとする。

(3) 財務諸表等規則第八条第4項

この規則において「関連会社」とは、会社（当該会社が子会社を有する場合には、当該子会社を含むが他の会社の議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を実質的に所有しつつ、当該会社が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて当該他の会社の財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社をいう。

(4) 「重要性の原則」に関する具体的な計算例は、拙稿「連結財務諸表における連結範囲決定に関する諸問題」 中央学院大学論叢 No. 12, DEC, 1977, p. 134~138. を参照されたい。

(5) 稲垣富士男教授著「連結財務諸表詳解」1977年, p. 47.

V 持分法の適用

持分法の適用に関して、連結財務諸表規則第十条第1項は、「非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法により計算した価額をもって連結貸借対照表に計上しなければならない。……」と規定している。

この条文から、持分法は投資に対する評価法の一つであることが理解できる。投資の評価法については、わが国の企業会計原則第三の五のBにおいて、商法

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題は第285条の2の規定をうけて、同第285条の6の第1項に、原則として原価法と定め、さらに次の規定を設けている。

① 取引所の相場のある株式については、時価が取得価額より著しく低く、その価格が取得価額まで回復すると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。

② 取引所の相場のある株式で、子会社の株式以外のものについては、時価が取得価額より低いときは、時価をもって貸借対照表価額とすることができる。

(低価法)

③ 取引所の相場のない株式については、その発行会社の資産状態が著しく悪化したときは、相当の減額をしなければならないこととしている。

これらの規定は、いずれも取得価額を基準としたものであり、すべて原価法のカテゴリーに属するものと理解できる。

上記②の規定には、子会社株式の評価については低価主義（“cost or market whichever is lower basis”）の適用を禁ずる旨がしるされている。

かかる現行評価規定を、そのまま子会社株式に適用したならば子会社株式については、その実価を永久的に連結財務諸表に反映させることはできない。

連結財務諸表規則第十条第1項に規定する持分法は、まさに子会社の実価を連結財務諸表に反映させるために採用された会計方法である⁽⁶⁾。

そもそも持分法はアメリカの連結実務において採用されている Equity method の訳語であり、その会計方法は AICPA の APB Opinion No. 18; The Equity Method of Accounting for Investment; Common Stock (投資普通株式のための会計上の持分法) が公表されて以来、発祥地アメリカにおいて広く実施されるようになったのである。

IAS No. 3; Consolidated Financial Statements の第40項において、つぎのように述べている。

「第4項において定義した関連会社及び第37項⁽⁷⁾で述べた理由により、連結さ

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

れない子会社への投資については連結財務諸表の作成に当り、持分法を採用しなければならない。」と。

わが国においても、こうした国際環境に対応して連結財務諸表原則第四の五の1に持分法の適用規定を設け、それをうけて連結財務諸表規則第十条第1項の本文に同様の規定を設けたのである。

持分法は、投資額に対して被投資会社の業績を適正に反映させようとする会計方法であり、その結果は被投資会社の資産、負債が投資会社のそれと合算されない点を除けば、被投資会社を連結した場合と同様の効果が得られることとなる。

連結財務諸表規則は、持分法の適用については規定しているが、その計算手続については何らの規定もない。一般に公正妥当と認められた計算手続にしたがって行われることを予定したためと考えられる。

これに関して、連結財務諸表原則は、その（注解10）「持分法について」で、概略的に持分法の適用手続を示している。

それによれば

1. 持分法を適用する場合の手続は、原則として、連結を行う場合と同様の配慮を行ったものでなければならない。その手続は、
 - (1) 投資会社は、被投資会社への投資を、最初は取得原価で記帳し、その後は、当該投資の日以降における被投資会社の利益又は損失のうちの投資会社の持分に見合う額を認識して、当該投資の貸借対照表計上額を増額又は減額し、かつ、当該増減額を当期純利益の算定に含める。
 - (2) 投資の増減額及び、その当期純利益への影響額を認識する場合には、連結会社と持分法適用会社との間の取引による資産に係る未実現損益を消去するための修正、投資会社が投資を行った日における被投資会社の純資産に対する投資会社の持分額と投資勘定の原価額との差額を償却するための修正など、連結を行う場合と同様の配慮に基づく調整を行う。
 - (3) 被投資会の資本額が、損益の発生以外の原因で増減した場合には、投資会社の持分割合に応じた、その増減額をもって投資勘定を調整する。

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

- (4) 被投資会社から配当金を受け取った場合には、当該配当金に相当する金額を当該投資の貸借対照表計上額から減額する。
- (5) 持分法の適用にあたっては、投資会社は、被投資会社の最近の財務諸表を使用する。ただし、決算期に差異がある場合で、その差異の期間内に重要な取引又は事象が発生しているときには、投資会社に帰属する損益に関し誤解を生ずることをさけるために必要な修正又は注記を行う。

とされている。

持分法の適用を受ける非連結子会社および関連会社についての規定は、連結財務諸表規則第十条第1項の本文に見られるが、その内容は、同規則第五条1項のただし書、および第2項の定めにより連結の範囲から除外された子会社と同一のものである。

これは、連結の範囲から除外された子会社を再び持分法の適用規定により吸い上げ、連結財務諸表に、その業績を反映させようとするものであろう。

なお、関連会社に子会社または関連会社が存在する場合がある。このような関連会社の子会社または関連会社は、連結財務諸表提出会社から見れば子会社にも関連会社にも該当しないので規則上、持分法の適用とは無関係のように見える、これに関して、連結財務諸表取扱要領第15（以降、単に取扱要領と称す。）は、次のように明らかにしている。

〔取扱要領〕

第15 規則第10条第1項本文の規定により、非連結子会社又は関連会社に対する投資について持分法による価額を計算する場合には、原則として、当該非連結子会社又は関連会社（以下「持分法適用会社」という。）が、その子会社又は関連会社に対する投資について、持分法を適用して認識した損益を、当該持分法適用会社の損益に含めて計算することに留意する。

持分法の適用により、連結剰余金については、連結した場合と同様の効果が得られることから、持分法の適用規定を無視して、本来連結すべき子会社を持分法の適用に代えて処理する傾向が見られるが、このような会計処理は、連結会計制

わが国のディスクロージュア制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題度の趣旨から見て決して妥当な方法とは考えられない。

したがって、持分法の適用を受けるべき非連結子会社および関連会社は、連結財務諸表規則第五条第1項ただし書、および同条第2項の連結範囲の規定により、その範囲から除外された非連結子会社と財務諸表等規則第八条第4項に規定する関連会社と解すことができる。

ところが、非連結子会社、関連会社であっても、連結財務諸表規則第十条第1項第1号および第2号に該当する会社は、持分方法を適用しないものとされている。

同条第1項第1号に規定される「非連結子会社、又は関連会社のうち、第五条第1項第1号又は第2号に該当する会社」とは、①更生会社および整理会社、②破産会社、清算会社、特別清算会社等である。

これらの会社は、連結財務諸表提出会社との間に有効な支配従属関係が存在しないために組織の一体性を欠くこと、継続企業と認められないと等により、連結の範囲から除外される場合と同様の理由にもとづくものである。

ただし、これらのうち、①の更生会社と整理会社については、もともと関連会社としての要件を満たしていないといえる。

関連会社の定義は、「他の会社の議決権の百分二十以上、百分の五十以下を実質的に所有し……」とする形式基準のほかに、「かつ、当該会社が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて当該他の会社の財務および営業の方針に対して、重要な影響を与えることができる場合……」、とする実質基準の要件を掲げており、更生会社、整理会社はこれらの要件を満たしているとはいひ難く⁽⁸⁾、この点については異論のないところである。

②の破産会社、清算会社、特別清算会社等は、継続企業として認められないとして持分法を適用しないこととされている。

連結財務諸表規則第五条第1項第2号の「関連会社のうち、連結財務諸表提出会社（その子会社があるときは、当該子会社も含む）が、その議決権の百分の二十以上を一時的に所有していると認められる会社については、取扱要領14で、こ

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題
れを判定する場合の手掛りとして次のように述べている。

〔取扱要領〕

第14 規則第10条第1項第2号に規定する議決権の100分の20以上を、一時的に所有していると認められる会社は、直前連結会計年度末において所有する議決権が100分の20未満であり、かつ、翌連結会計年度以降その所有する議決権が、相当の期間にわたって100分の20未満となることが確実に予定されている場合の関連会社をいうものとする。

連結財務諸表規則第十条第2項は、「非連結子会社又は関連会社に対する投資のうち、持分法によって計算した価額をもって連結貸借対照表に計上する場合には、連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を誤らせるおそれがあると認められるものについては、前項の規定（非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法により計算した価額をもって連結貸借対照表に計上しなければならない、とする規定）を適用しないことができる。」としている。

これは、弾力条項であって特定のケースを想定して規定されたものではないと考えられる。

同条第3項は、「関連会社のうち連結会社が所有する議決権が百分の二十未満である会社に対する投資については、第1項の規定（非連結子会社及び関連会社に対する投資については、持分法により計算した価額をもって連結貸借対照表に計上しなければならない、とする規定）を適用しないことができる。」と規定している。

この規定は、子会社を通じて他の会社の議決権を間接所有する場合の、その子会社（又は関連会社）についての規定が財務諸表等規則と連結財務諸表原則とで明らかに相違している点に留意して設けられたものと考えられる。

関連会社について、財務諸表等規則第八条第4項では、「この規則において関連会社」とは、会社（当該会社が子会社を有する場合には、当該子会社を含む）が他の会社の議決権の……」と規定する文中の傍点を付した部分の子会社は、連結子会社であると非連結子会社であるとを問うていない。これに対して連結財務

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

諸表原則第四の五の2では、関連会社とは「連結会社（親会社及び連結された子会社）が、子会社以外の他の会社の議決権の……」と規定する文中の傍点を付した部分の子会社は連結子会社に限られている。

両者の規定にしたがって持分法を適用するならば、明らかに財務諸表等規則の規定にしたがった場合の方が、その適用範囲が広くなる。

そこで、連結財務諸表規則第十条第3項の「関連会社のうち、連結会社が所有する議決権が百分の二十未満である会社に対する投資については、第1項の規定（持分法の適用規定）を適用しないことができる。」とする規定が設けられ、両者の調整を図ったものと考えられる。

取扱要領第16は、この規定の運用に関して、つぎのように述べている。

〔取扱要領〕

第16 規則第10条第3項の規定を適用するに当っては、持分法を適用する会社の範囲が継続されるよう留意する。

これまで、非連結子会社および関連会社に対する持分法の適用規定について述べてきたが、今3月期の連結決算を見る限り、遺憾ながらこれらの規定が十分に遵守されたとは思えない。

今3月期決算において連結財務諸表を作成した337社中、持分法を採用した会社はわずか39社に過ぎない。（表10）

表 10 持分法適用会社数

3月期決算会社 (A)	連結作成会社数 (B)	持 分 法 (C)
一 部	* 555社	($\frac{B}{A}$) (48.8%) 271
二 部	235社	(28.1%) 66
合 計	790社	(42.7%) 337
		(11.6%) 39

* 3月末日の決算会社、損保13社を含む。

わが国のディスクロージュア制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

しかも、この39社中、SEC規則によって持分法を採用した会社が16社あり、(SEC規則は、持分法の適用を強制している)証券取引法上自発的に持分法を採用した会社は、23社ということになる。(表11)

表 11

持 分 法 採 用 会 社 39 社			
<市場第一部> 36社		<市場第二部> 3社	
大成建設	・東京芝浦電気	日産自動車	日商岩井
ブリマハム	・三菱電機	・小松フォーク リフト	ゼネラル石油
味の素	・日立工機	・旭光学工業	東京銀行
・東レ	・立石電機	・リコ一	三菱倉庫
旭化成工業	・日本電気	リズム時計工業	
・武田薬品工業	・サンケン電気	・伊藤忠商事	
日本石油	・日本電子	・丸紅	神田通信工業
日新製鋼	・京都セラミック	トーメン	日製産業
・住友重機械工業	・日東電気工業	・三井物産	伊藤忠燃料
・日立製作所	・日本ケミカル コンデンサ	・住友商事	
	・三菱重工業	・三菱商事	

*。印は、SEC基準

ここでもまた、非連結子会社または関連会社について、いわゆる「連結隠し」が堂々と行われた感がする。

ここで、現行制度化直後に稻垣富士男教授が、その論文において述べられている一文を引用しておきたい。

来るべき連結決算の結果、「非連結子会社又は関連会社に対する持分法不適用による記載をした会社に対し、一般の利害関係者、さらには専門家がいかなる評価を下すだろうか、このような消極的な社会制裁のほかに、国際交流の過程で早晚、この規定（任意規定）も消滅する方向にあることを忘れてはならない。」⁽⁹⁾と。

このような結果を招いた原因としては、まず、第一に、連結制度上における欠陥を指摘せざるをえない。

それは、非連結子会社および関連会社に対する持分法の適用が会社の任意とされているところに存する。

わが国のディスクロージューア制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

このことは、「連結財務諸表の制度化に関する意見書」（昭和50年6月24日、企業会計審議会）三の1の文章にその端を発する。

「連結財務諸表原則では、非連結子会社及び関連会社に対する投資について持分法を適用する考え方を示している。しかしながら、持分法は投資に関する比較的新しい会計方法であるので、諸外国においても必ずしも広く実施されているわけでもない。現在、国際的な会計基準の統一化が進められているが、その中で持分法も取り上げられており、諸外国において今後漸時実施されていくものと考える。

従って、持分法については、この国際会計基準の確定及びこれに対する諸外国の対応の状況に即応してその適用の時期を考えいくこととし、当面その適用を強制しないものとする。」

また、連結財務諸表規則第十条本文においても持分法の適用を規定しているが、その附則2で「第十条の規定は、当分の間、適用しないことができる。」とし、連結手続上、持分法を適用するか否かは完全に会社の自由な判断に委ねられているのである。

証券取引法上の連結手続において持分法が任意適用とされている根拠として、諸外国において余り実施されていない比較的新しい会計法であるということが、上述の「連結財務諸表の制度化に関する意見書」にみられるが、既述のごとく、わが国に連結財務諸表が制度化された最大の理由は、非連結子会社や関連会社を通して行われた粉飾経理の防止策にあったわけであるから、諸外国の例にとらわれることなく、速やかに持分法の適用を強制して、真のディスクロージューア制度確立へ向けて努力すべきである。

第二には、わが国特有の“現則優先主義”からくる条文の字句解釈に、その原因があると考える。

そもそも、連結財務諸表制度のごとき、ある一面では革新的な制度に対して、保守的かつ硬直的な規範をもって規制しても実効をあげることは難しい。

法律や制度を有効に機能させるための基本的な前提是、立法趣旨や制度化の目的に沿った条理解釈と積極的な運用姿勢を育成することにあると考える。

けだし、完全な制度など、ありようはずもなく、ましてや強制力の伴わない規

わが国のディスクロージュア制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題定では、かえって制度そのものに不信を招くことになりかねない。

その意味で監査の任に当る公認会計士は会社の監査人との協議において、連結財務諸表制度本来の狙いを妨げることのない連結決算の実施に努力すべきであると考える。

注

- (6) 投資勘定に対する評価についての詳細な説明は、拙稿「連結財務諸表における合計上の諸問題」企業経営協会、連結研究資料 No. 33, 1973年を参照されたい。
- (7) 国際会計基準第3号 (IAS, No. 3) Consolidated Statements, 第37項,
「子会社の事業内容が、当該企業集団内の他の会社のそれと非常に異なるために、連結財務諸表とともに子会社の個別財務諸表を提示する方が、親会社の株主および、その他財務諸表利用者に対して、よりよい情報を提供すると思われるならば、子会社を連結から除外することができる。」
- (8) 連結財務諸表原則（注解11）関連会社に該当しない会社について（第四の五の2）被投資会社が更生会社、整理会社等である場合は、関連会社に該当しないことになる。
- (9) 稲垣富士男教授稿「連結決算政策」国友館, VOL. 37 NO. 4 / ARR' 77, p. 10.

VII 税効果会計の適用

連結財務諸表規則第十一条は、「連結財務諸表の作成に当たり、連結会社の法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「法人税等」という。）については、期間配分の処理（収益又は費用の帰属年度の相違にもとづき、各連結会社の課税所得の合計額と連結財務諸表上の法人税等控除前の利益に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等の額を、連結財務諸表の法人税等控除前の利益に期間配分の方法により合理的に対応させるための調整を行うことをいう。）を行うことができる」（傍点筆者）として、いわゆる税効果会計の適用については会社の任意とする旨を規定している。

財務諸表における（法人税等の会計処理は当期に支払いを要する納税額を計上する「納税額方式」（flow-through method）と法人税等を費用とみて期間配分する「税効果方式」（tax effect method）とがある。

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

この場合、法人税等とは、連結財務諸表規則第十一条に規定されるごとく所得を基準として課せられる税金を総称するものであり、国税、地方税や外国税等を指すものである。

税効果とは、財務諸表と税務申告において、主として、両者の損益の帰属年度の相違によって生ずる法人税等の課税の繰延（延期）または前払いの影響額をいう⁽¹⁰⁾。

税効果会計（tax effect accounting）とは、法人税等を期間費用として収益としての税引前利益との期間対応にもとづき、税額を発生主義（accrual basis）によって計上し、財務諸表上における法人税等の計上に税効果を反映させる会計処理をいう。

それは、費用収益対応の原則（principle of matching cost with revenue）のもとに未払税金を費用として計上することであり税金配分会計（tax allocation accounting）ともいわれる。

通常、税効果会計と称せられるものには次の二つがあげられる。

(1) 個別税効果会計

個別財務諸表の作成と税務申告との時間的ずれによって招来する損益に対する認識時点の相違により生ずる税金の期間配分のための会計方法。

わが国の税務申告は確定決算主義にもとづいて行われ、しかも、財務会計上における費用計上が税法の損金算入限度額に合致させる形でなされることが多いため財務諸表と税務申告との間に損益の期間帰属のズレが生ずる余地が比較的少ない。したがって、個別財務諸表の作成に対して税効果会計の規定は、現在のところ存在しない。

わずかに、価額変動準備金などの積み立てに税効果の現われるケースが見られる。

すなわち、利益処分により価額変動準備金を積立てた際、将来の取り崩しによって課税される法人税等を費用として計上する。それが次期において実際に取り

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

崩されたときに現実に課税され、法人税等納税額が確定すると共に取崩額に対する税効果が消滅するのである。

(2) 連結税効果会計

関係会社の損益を親会社の損益に合算する場合、会社集団内取引に係る未実現損益 (un-realize profit and loss) の消去に伴う税額の調整を行うための会計方法。

連結財務諸表上における期末たな卸資産に含まれる連結未実現利益に対する課税は個別の会社に対してなされるため、その時点で法人税等の税額は確定する。

それに対し、連結財務諸表上では、連結未実現利益の消去がなされ、その未実現利益の額に対する法人税等が前払税効果をもつこととなり、資産としての借方繰延税金が計上される。

そして、次期において前期より繰り越されたたな卸資産が当該会社集団外の会社に販売されることによって、前期に計上された未実現利益が実現利益となるとともに、連結財務諸表上における前払税効果としての借方繰延税金が消滅し、法人税等の費用計上が行われるのである。

すなわち、税効果会計を適用した場合、親子会社間での取引で生じた未実現利益は連結財務諸表上ではこれを消去するが、税効果会計を適用しない場合には、その未実現利益額に対して既に納税済みの法人税等は、そのまま連結財務諸表上に計上されることになるのである。

このように、税効果会計は税金処理の中心的課題であり、税効果会計を適用した場合と不適用の場合とでは、非連結子会社及び関連会社に対する持分法の適用、不適用による場合と同様に連結利益に大幅な差異を生ぜしめる結果となるのである。

今3月期決算における連結財務諸表作成会社337社中、税効果会計を適用した会社は、全体のわずか15.1%に当る51社にすぎない。(表12、13)

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

表 12 税効果会計適用会社数

3月期決算会社 (A)	連結作成会社数 (B)	税効果会計 (D)
一 部	* 555社	($\frac{B}{A}$) (48.8%) 274
二 部	235社	(28.1%) 66
合 計	790社	(42.7%) 337

* 3月末日の決算会社、損保13社を含む。

表 13 税効果会計適用会社名

税効果会計採用会社 51社		
〈市場第一部〉 50社	栗田工業	リズム時計工業*
大成建設*	リッカ一	。伊藤忠商事*
ブリマハム*	。日立製作所*	。丸紅*
味の素*	。東京芝浦電気*	トーメン*
。東レ*	。三菱電機*	。三井物産*
山陽国策パルプ	。立石電機*	。三菱商事*
王子製紙	。日本電気*	。金商又一
本州製紙	。京都セラミック*	。日本信託
神崎製紙	日東電気工業*	。三井不動産
日本合成ゴム	三菱重工業*	トヨタ自動車販売
宇部興産	日産自動車*	京浜急行電鉄
。武田薬品工業	。小松フォーリフト*	小田急電鉄
三菱石油	東京計器	日本通運
東洋ゴム工業	日本光学工業	名古屋鉄道
住友金属工業	。旭光学工業	よみうりランド
日立金属	。リコ一*	。日製産業*
住友電気工業	ミノルタカメラ	〈市場第二部〉 1社
。住友重機械工業*	シチズン時計	。日製産業*

。印: SEC基準

*印: 持分法・税効果とともに採用

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

そのうち、持分法、税効果会計とともに採用した会社は51社中の約半数に当る25社である。

この結果、持分法を適用するかしないか、あるいは税効果会計を適用するかしないかといった違いによる組み合わせだけでも4種類の連結決算資料がでてくることになる。

加えて、SEC基準による作成も認められていることから、ひとくちに連結決算といっても、それぞれが異なった方式によって作成した連結財務諸表であるから、単純に比較して各会社の収益力を適正に判定することは不可能である。

今3月期連結決算会社337社について、(表11)、(表13)をもとに持分法、税効果会計の採用状況をまとめると

- | | |
|---|-----|
| (1) 持分法のみを採用した会社 | 14社 |
| (2) 税効果会計のみを採用した会社 | 26社 |
| (3) 持分法、税効果会計ともに採用した会社 | 25社 |
| (4) 上記(3)のうちSEC基準によって持分法、
税効果会計を採用した会社 | 16社 |

となる。しかし、SEC基準は持分法、税効果会計の採用を義務づけているから国内作成基準(証取法上の作成基準)にしたがって自発的に持分法、税効果会計を採用した会社は、わずか9社にすぎない。

このような結果を招いた主要な原因是、本項の冒頭に掲げた連結財務諸表規則第十一條における、税効果会計を任意とする規定にあると考えられる。

既述のように連結決算における持分法と税効更会計の採否は、企業集団の内部取引に係る未実現利益の消去(投資勘定も減額する)、および、それに対する法人税等の繰延処理を通して連結利益に及ぼす影響額は極めて大なるものがある。

わが国のディスクロージュー制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

表 14 持分法と税効果会計との連結利益に対する影響 (国内作成基準49社)

上場会社名	親会社 単利 益 A	連 利 B	結 益 C	持分法 投 資 益 D	税効果 (税 金) (調査 額) D	修正利 益 (B-C -D)	持分法 の 影響度 C/B	税効果 影響度 D/B	利益比率	
									B/A	E/A
大成建設	百万円 7,610	百万円 5,927	百万円 △ 426	百万円 △ 1,159	百万円 7,512	% 7.2	% △ 19.6	倍 0.79	倍 0.99	
プリマハム	1,038	1,246	33	132	1,081	2.6	10.6	1.20	1.04	
味の素	5,111	8,258	630	385	7,243	7.6	4.7	1.62	1.42	
旭化成工業	4,889	5,385	3,241		2,144	60.2		1.10	0.44	
山陽国策バルプ	116	226		68	158		30.1	1.95	1.36	
王子製紙	2,774	3,155		141	3,014		4.5	1.14	1.09	
本州製紙	847	702		△ 131	833		△ 18.7	0.83	0.98	
神崎製紙	2,147	2,246		△ 25	2,271		△ 1.1	1.05	1.06	
日本合成ゴム	990	1,045		△ 20	1,065		△ 1.9	1.06	1.08	
宇部興産(年2回)	2,928	△ 1,744		△ 1	△ 1,743		△ 0.1			
日本石油	14,658	26,615	5,275		21,340	19.8		1.82	1.46	
三菱石油	16,479	15,879		△ 693	16,572		△ 4.4	0.96	1.01	
東洋ゴム工業	536	990		△ 227	1,217		△ 22.9	1.85	2.27	
住友金属工業	5,381	6,472				△	1.20	
日新製鋼	5,268	5,571	3		5,568	0.1		0.99	0.99	
日立金属	3,585	4,798		102	4,696		2.1	1.34	1.31	
住友電気工業	3,955	4,458		△ 31	4,489		△ 0.7	1.12	1.13	
栗田工業	712	407		97	310		△ 23.8	0.57	0.44	
リッカ一	1,371	1,286		△ 8	1,294		△ 0.6	0.94	0.94	
日立工機	1,707	1,849	18		1,831	1.0		1.08	1.07	
サンケン電気	105	△ 114	5		△ 19	35.7				
日本電子	452	744	32		712	4.3		1.65	1.58	
日東電気工業	3,325	3,396	61	△ 28	3,363	1.8	△ 0.8	1.02	1.01	
日本ケミカル	1,163	1,244	255		989	20.5		1.07	0.85	
三菱重工業	15,033	20,454	△ 1,567	△ 198	22,219	△ 7.7	△ 1.0	1.36	1.48	

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

(前頁の表14のつづき)

上場会社名	親会社 単独 利益 A	連利 益 B	結益 損 益 C	持分法 投資 益 (調整額) D	税効果 税金 (調整額) E	修正利 益 (B-C -D) F	持分法 の 影響度 C/B G	税効果 税金 の 影響度 D/B H	利益比率	
									B/A	E/A
日産自動車	百万円 80,680	百万円 95,509	百万円 7,578	百万円 △11,820	百万円 99,751	% 7.9△	% 12.4	倍 1.18	倍 1.24	
東京計器	697	942		16	926		△ 1.7	1.35	1.33	
日本光学工業	1,745	2,588		△ 131	2,719		△ 5.1	1.48	1.56	
ミノルタカメラ	2,078	2,444		256	1,888		△ 11.9	1.03	0.91	
シチズン時計	3,041	3,861		16	3,845		0.4	1.27	1.26	
リズム時計	1,984	2,005	62	11	1,932	3.1	0.5	1.01	0.97	
トーメン	541	232	192	40	82.8	0.43	0.07	
住友商事	7,358	5,386	△1,034		4,352	19.2		1.09	1.36	
日商岩井	2,342	2,561	△ 614		3,175△	24.0		1.09	1.36	
金商又一	31	49		15	34		30.6	1.58	1.10	
ゼネラル石油	2,373	2,656	357		2,299	13.4		1.12	0.97	
トヨタ自動車販売	25,172	25,903		△ 17	25,920		△ 0.1	1.03	1.03	
東京銀行	9,034	21,422	3,114		18,328	14.5		1.15	0.99	
日本信販	2,309	2,492		117	2,375		4.7	1.08	1.03	
三井不動産	4,015	4,706		△ 259	4,965		△ 5.5	1.17	1.24	
京浜急行電鉄	1,581	2,803		58	2,745		2.1	1.77	1.74	
小田急電鉄	1,739	1,673		159	1,514		9.5	0.96	0.87	
名古屋鉄道	1,304	2,937		83	2,854		2.8	2.25	2.19	
日本通運	4,443	4,857		1.09		
三菱倉庫	1,101	1,376	87		1,289	6.3		1.25	1.17	
よみうりランド	431	215		129	86		60.0	0.50	0.20	
神田通信工業	223	227	2		225	0.9		1.02	1.01	
伊藤忠燃料	916	1,122	97		1,025	8.6		1.22	1.12	
日製産業	1,482	1,668	72△	3	1,599	4.3△	0.2	1.13	1.08	

(注) △印は、連結利益にマイナスの影響を与えていていることを示す。.....は数値不詳

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

(表14) が示すとおり、持分法及び税効果会計の採用による連結利益に対する影響度がかなり大きいことがわかる。

大成建設の場合、連結利益5,927百万円に対する持分法の影響額は426百万円であり、その影響比率は7.2%である。

また、税効果会計の連結利益に対する影響額は1,159百万円で、その影響比率は19.6%にも達している。

持分法と税効果会計を採用しない場合の修正利益は7,512百万円であり、両者の連結利益に対する影響額は1,585百万円となるから、その影響比率は27%にもおよんでいる。持分法や税効果会計は、かかる企業集団の実態としての会計情報を開示するための会計方法であり、わが国における証券取引法上のディスクロージュ制度の充実強化のために、持分法、税効果会計を連結財務諸表における当面の問題として、さらに検討が深められるべきであると考える。

連結財務諸表制度は、今や国際的会計慣行となっており、わが国の連結決算資料の国際比較が可能となるよう、国際会計基準に沿ったわが国の会計制度の整備が望まれるところである。

注

(10) 中田信正教授稿「税効果会計」、企業会計、VOL. 30, No. 11, 1978. OCT. p.133.

V ディスクロージュ制度の改善と強化への対応

——むすびに代えて——

おおよそ、投資者のための有用なる会計情報とは、適正であることのほかに適時性を備えたものでなければならない。

企業の会計情報は得意先、仕入先、政府機関、従業員、労働組合、一般公衆などからも要求されるが、政府機関を除けば、これらグループがいかなる目的から会計情報を必要とするかを考慮して投資者に対するものとは別な会計報告を提供することは実際上はないと考えられる。

番場嘉一郎教授は「株主、一般投資家などへの会計情報が、そのまま彼らの利

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題用に供されているので、これらの情報要求者を考慮することは情報開示のあり方を考える上に必要でないと見てよい。」⁽¹¹⁾と述べている。

投資者などに対して開示される会計情報は、彼らの行動に関する意志決定に有效地に作用するものであると同時に、その開示された情報によって、ある面において会社が利害関係人の管理下におかれることを忘れてはならない。

AAAの委員会報告は、「短期債権者および政府機関は自らの必要とする情報を要求する権能をもつし、株主グループと他の情報要求者グループとの間に情報要求に関する著しい相違はないと考えられるので、株主グループの会計情報要求を念頭におき株主グループが投資意志決定を行うこと、および経営者に対して株主側がコントロール権行使することに会計情報が利用されるという見地からして、情報開示の基準を考察することにした。」と述べている。

そもそも、わが国に証券取引法上のディスクロージュ制度が導入されたのは戦後のことであり、欧米先進国に比べるとかなりの遅れが感じられる。

とりわけ、近時、急速にグループ化した企業に対しての会計情報の開示については、ほとんど手が加えられていなかったといっても過言ではない。

連結財務諸表は、株式の取得などの方法によって集中化し、さらに資本の自由化を契機として外資の導入によって拡大化した会社に対して財務諸表のもつ本来の機能である真実にして、かつ明瞭な会計情報をタイムリーに開示させるために証券取引法上の規定にもとづいて登場したもっとも新しいディスクロージュ制度の一つである。

この新しいディスクロージュ制度に則った今3月期の決算において、関係者の見守るなかで初の連結決算情報が開示されたのである。

しかし、本論で指摘したように有識者の長年にわたる論議のすえ発足した連結財務諸表制度ではあるが、当初からいくつかの問題点を抱えてスタートしただけに、今後に多くの課題をのこす結果となった。

昭和42年5月19日に企業会計審議会から「連結財務諸表に関する意見書」が公表されて以来、今日にいたる間、より有効なディスクロージュ制度の確立の

わが国のディスクロージューリー制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題ためにいくつかの規則が制定されたが、今3月期の連結決算において、内容と運用の両面にわたって制度化の趣旨に逆行するかのような実態を露呈したことは誠に遺憾なことである。その問題点を整理すると、まず、規定の内容についていうならば、

- (1) 「子会社」判定のための持株比率基準のみによるとの妥当性
- (2) 連結の範囲に関する「重要性の原則」における判定基準の妥当性
- (3) 「持分法」「税効果会計」任意採用の適否

などの整備改善が必要であると考える。

(1)の持株比率基準については、現在の実情からして早急に実質基準との併用において子会社を判定すべく規定の改正を行うべきであると考える。

(2)の重要性の原則については、資産基準、売上高基準のほかに利益基準、自己資本基準などの採用と合せて10%基準の検討も必要であると考える。

(3)の「持分法」「税効果会計」の任意採用の現行規定は、早急に強制規定化すべきであり、特に持分法の規定は、連結の範囲を形式的な子会社に止めている現行規定下においては、その採用を強制して連結規定上の欠陥を補うことにすべきであると考える。

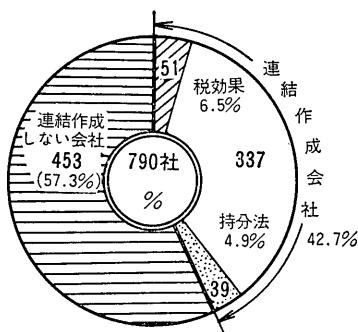
税効果会計は、連結会計上に止まらず個別財務諸表が準拠する諸規則においても対応すべきものと考える。

つぎに連結財務諸表制度の運用上の問題は、あくまでも会社側首脳者のディスクロージューリーに対応する積極的かつ前向きな姿勢に待つ以外に問題解決の道はない。

規定の内容が任意であろうと強制であろうと、連結財務諸表の目的が“企業集団の実態開示”にありとするならば、たとえそこに一点の規則違反もないにしても、今3月期の連結決算の結果に見られるような、すべてに消極的な取り組み方では、十分に企業の実態を開示することはできないし、また、大方の納得を得ることもできないであろう。(表15)

わが国のディスクロージュ制度における「連結財務諸表制度」運用上の諸問題

表 15 連結決算の状況



以上、証券取引法にもとづく、わが国初の連結決算資料について、いくつかの問題点を指摘し検討してきたが、その多くは制度の定着を待って解決されるものが多いと思われる。

連結財務諸表が、投資者に対するディスクロージュのみに止まらず、会社側において何度か連結決算を経験していく間に、連結財務諸表の重要性が認識され、その結果、経営管理において、経営者自らの必要性にもとづいて連結財務諸表が活用される日もそう遠くはないと思われる。

連結財務諸表は、現在のところ、わが国における証券取引法上のディスクロージュ制度拡充のための会計方法として、一応その使命を果し得るものと思われるが、今後の研究を待ってさらに制度化が望まれるものとして、

- (1) セグメンタルリポーティングによる情報開示
- (2) 物価変動会計の導入

などディスクロージュ制度の将来は、これらの未解決の諸問題に対して、さまざまな角度から検討を加え、問題解決への方向のなかで確立されていくものと考える。

注

- (11) 番場嘉一郎教授稿「ディスクロージュ制度とその量的拡大」企業会計,
VOL. 24, No. 10, OCT. 1972, pp. 26~27.